

7 ス庁第 7 1 4 号
令和 7 年 6 月 2 0 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 国 公 私 立 大 学 長 御中
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長 寺 門 成 真

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する
法律の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、第 217 回国会（常会）において「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 71 号）（以下「改正法」という。）が成立し、令和 7 年 6 月 20 日に公布され、一部の規定を除き、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなりました。

平成 23 年にスポーツ基本法が制定されてから約 14 年が経過し、この間、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化し、スポーツの価値や社会的役割の重要性もより一層高まっております。

今回公布された改正法は、健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、スポーツ権の実質化を図り、ウェルビーイングといった多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現を図るための所要の改正を行うものです。

文部科学省においては、今後、改正法に基づき、次期スポーツ基本計画の策定をはじめとして、スポーツに関する施策の一層の推進を図っていく予定です。

各関係機関におかれては、改正法の意義を御理解いただくとともに、地方公共団体におかれては、スポーツを行う者に対する暴力等（いわゆる暴力、パワハラ、セクハラ、盗撮、誹謗中傷等）の防止（法第 29 条第 1 項関係）につい

て、スポーツを行う者の環境が害されることのないように必要な措置を講ずる必要があり、その準備に遺漏のないようお願いします。

また、新たに、スポーツ施設の整備及び活用にあたって、まちづくりとの一体的な推進を図り、活力ある地域社会の形成に資するように努めること（法第12条第3項関係）、特に気候の変動への対応に留意しつつ、スポーツの実施のための環境の整備に努めること（法第14条関係）、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進に努めること（法第16条の2第2項関係）、発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保に努めること（法第16条の3関係）、中学校等の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会の確保に努めること（法第17条の2第1項関係）、高等学校等の生徒のスポーツの推進に努めること（法第17条の3関係）、多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保等に努めること（法第21条の2関係）、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実に努めること（法第24条の2第1項関係）等が規定されていることについて、格段の御配慮をお願いいたします。

さらに、スポーツに関する事務を管理し、及び執行する各都道府県教育委員会又は各都道府県知事におかれては、これらを御了知の上、域内の市町村等の関係機関及び関係団体に対してもこの旨周知くださるようお願いします。

なお、関係する政令の制定及び改正と併せて、上記を含むこの法律等の施行に当たって留意すべき事項については、追って通知する予定ですので、予め御承知おき願います。

【添付資料】

- 別添1 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）
- 別添2 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（条文）
- 別添3 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（新旧対照表）

スポーツ庁政策課企画係（担当：伊藤、岩本）

TEL：03-5253-4111(内線 3791)

MAIL：sseisaku@mext.go.jp

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要

別添 1

趣 旨

スポーツ基本法の制定から14年、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化。健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、ウェルビーイングの向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点から、所要の改正を行う。

1. スポーツ基本法

概 要

一 前文

- (1)スポーツに親しむことのできる機会の確保等（※基本理念にも規定）、(2)多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現等（ ）、(3)スポーツと文化芸術等の他の分野との連携、
- (4)スポーツの果たす役割における、いわゆる「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」の明示

二 基本理念

- (1)スポーツによる地域振興の推進、(2)スポーツによる健康で活力に満ちた長寿社会の実現
- (3)スポーツによる共生社会の実現、(4)国際的な規模のスポーツの競技会の例示の追加

三 スポーツ団体の努力等

- ・スポーツ団体は、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。
- ・国等が連携を図る関係者として、スポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者の明記

四 地方スポーツ推進計画

- ・都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めることができる旨の明記
- ・スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる旨の追加

五 基本的施策

1 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

- (1)まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等（スポーツコンプレックス）
- (2)スポーツ事故の防止等に係るスポーツの実施のための環境整備及び気候の変動への対応についての留意
- (3)スポーツに関する諸科学の例示の追加
- (4)スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備等
- (5)部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じたスポーツの推進等
- (6)スポーツ産業の事業者が果たす役割の明示等

2 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

- (1)多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保（スポーツホスピタリティ）
- (2)情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実（eスポーツ）

3 全国的な規模のスポーツの競技会等に関する規定についての所要の改正

- (1)名称の変更（全国パラスポーツ大会等）、(2)国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の意義の明示等、
- (3)国際競技大会の我が国への招致等の適正の確保、(4)企業等が果たす役割の明示

4 スポーツの公正及び公平の確保等

- (1)暴力等の防止、(2)スポーツに係る競技の不正な操作等の防止、(3)ドーピング防止活動の推進、
- (4)スポーツの公正の確保等のための具体的な役割を担うスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況についての報告等

六 スポーツの振興のために必要な資金等

スポーツの振興に関する知識、人材及び資金の好循環の実現等

2. スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

概 要

国等が連携を図る関係者として、「一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構」を位置付ける。